

告 示

埼玉県告示第三百六十九号

埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第三十条第二項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十一条の規定により、坂戸市から坂戸市の区域内において行われる坂戸都市計画事業（仮称）坂戸インターチェンジ地区土地区画整理事業について環境影響評価準備書の提出があった。

なお、環境影響評価準備書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

令和六年四月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県西部環境管理事務所

埼玉県東松山環境管理事務所

川越市環境政策課

東松山市環境政策課

坂戸市都市計画課

鶴ヶ島市生活環境課

川島町町民生活課

二 縦覧の期間

令和六年四月九日（火）から令和六年五月十日（金）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）